

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		2025年6月30日	
山口県知事 殿			
提出者 住 所 山口県大島郡周防大島町大字外入2081番地の1 氏 名 白木産業株式会社 代表取締役 迫田一弥 電話番号 0820-78-1230			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。			
事業場の名称	白木産業株式会社		
事業場の所在地	山口県大島郡周防大島町大字外入2081番地の1		
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合建設業		
② 事業の規模	60,994万円		
③ 従業員数	20人		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(発生源) 各工事現場	(発生する主な廃棄物) がれき類、ガラス・陶磁器くず、木くず、廃プラスチック類等	(収集運搬) 収集運搬業者・自社運搬 (処理・処分) 中間処理施設

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	排 出 量	2655 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施した取り組みなし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	排 出 量	2603 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに分別するとともに他の廃棄物と混入しないように確実に分別、保管を実施する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに分別するとともに他の廃棄物と混入しないように確実に分別、保管を実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	695 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら処理した木くずを燃料チップとマルチング材として売却（リサイクル）する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	690 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年同様、自ら処理した木くずを燃料チップとマルチング材として売却（リサイクル）する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	1960 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って委託できる業者を選定し書面による契約を実施		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	全処理委託量	1919t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用，熱回収が可能である廃棄物は再生利用，熱回収ができる 業者に委託を検討する		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者および管理組織

総括責任者	代表取締役 社長
管理担当者	現場代理人または現場技術者 総務担当者
役割	①受注工事処理計画の確認 ②廃棄物適正処理状況の把握 ・委託契約の確認 ・処分場現地確認状況の把握 ・産業廃棄物処理業者の確認 ・マニフェスト回収状況の確認 ③廃棄物処理状況の把握 ・排出総量の把握、データの整理 ④処分場、リサイクル施設等の情報収集 ⑤廃棄物関係法令の改正等の情報収集 ⑥監督官庁への各種報告 ⑦社員に対する教育
<pre> graph TD A["総括責任者 代表取締役 社長"] --> B["総務担当者"] B --> C["工事総括担当者"] C --> D["工事現場 現場代理人・現場技術者"] C --> E["現場工程会議 廃棄物処理, 現場進捗"] </pre>	

(2) 管理活動の充実

- ① 工程会議において現場における工事の進捗、産業廃棄物の処理状況、安全対策等の打ち合わせの中で産業廃棄物の削減、リサイクルの推進を検討する。

(3) 教育・研修

① 社外研修等

監督官庁、業界団体等の研修に、関連する責任者等を参加させ、知識の習得、意識の高揚を図る。

② 社内研修

廃棄物に対する関連法令、処理方法等、情報を整理し、社員に対する定期的な教育・研修を行う。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	白木産業株式会社	所在地(市町名)	周防大島町	事業の種類	総合建設業
-------------	----------	----------	-------	-------	-------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻	1	1									1	1								
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	1	1									1	1								
	廃プラスチック類	32	30									32	30								
	紙くず	18	15									18	15								
	木くず	699	690					695	690			4	4								
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	3	1									3	3								
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	68	65									68	65									
鉱さい											1,833	1,800									
がれき類	1,833	1,800																			
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
13号廃棄物																					
計 (A)		2,655	2,603	0	0	0	0	695	690	0	0	1,960	1,919	0	0	0	0	0	0	0	0